

療養のため会社を休んだとき（傷病手当金）

傷病手当金は、病気休業中に被保険者とその家族の生活を保障するために設けられた制度です。被保険者が病気やケガのために会社を休み、事業主から十分な報酬が受けられなかった場合に申請できます。

◆ 1 傷病手当金を申請できる条件

傷病手当金は、次の(1)から(4)の条件をすべて満たしたときに申請できます。

(1) 業務外の事由による病気やケガの療養のための休業であること

健康保険給付として受ける療養に限らず、自費で診療を受けた場合でも、仕事に就くことができないことについての証明があるときは支給対象となります。また、自宅療養の期間についても支給対象となります。ただし、業務上・通勤災害によるもの（労災保険の給付対象）や病気と見なされないもの（美容整形など）は支給されません。

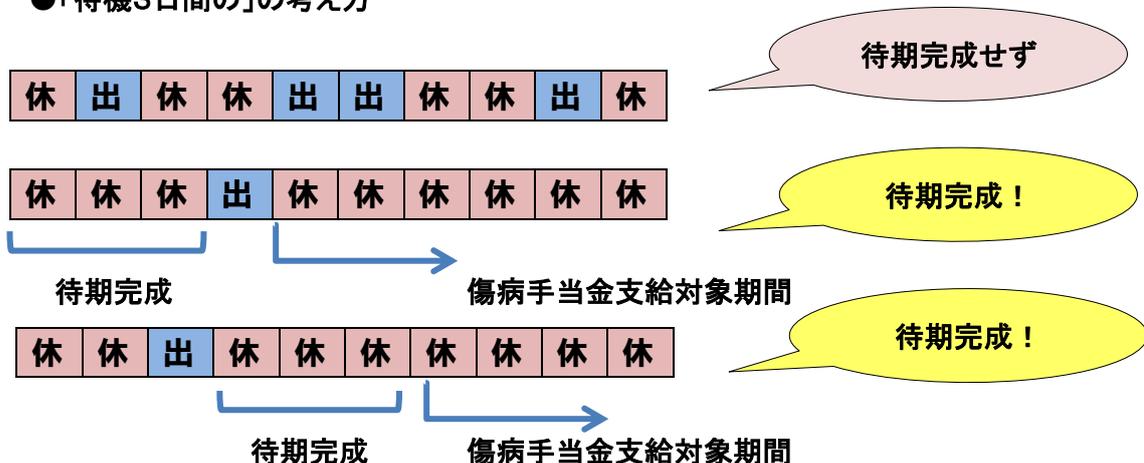
(2) 仕事に就くことができないこと（労務不能）

仕事に就くことができない状態の判定は、療養担当者（医師等）の意見等を基に、被保険者の仕事内容を考慮して判断されます。

(3) 3日連続して仕事を休み、4日以降にも休んだ日があること

療養のため仕事を休んだ日が連続して3日間（待期）の後、4日目以降の仕事に就けなかった日に対して支給されます。待期には、有給休暇、土日・祝日等の公休日も含まれるため、給与の支払いがあったかどうかは関係ありません。また、就労時間中に業務外の事由で発生した病気やケガについて仕事に就くことができない状態となった場合には、その日を待期の初日として起算されます。

●「待機3日間の」の考え方



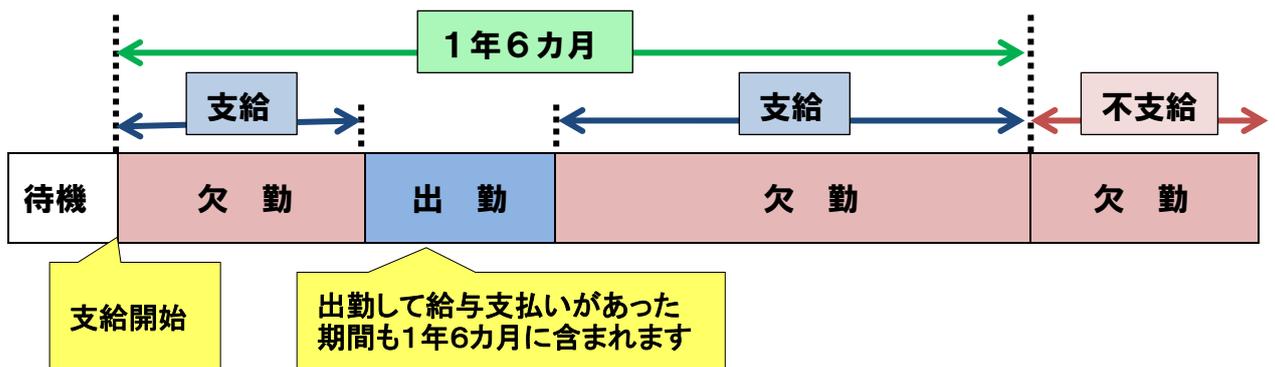
(4) 休業した期間について給与の支払いがないこと

給与が支払われている間は、傷病手当金は支給されません。ただし、給与の支払いがあっても、傷病手当金の額よりも少ない場合は、その差額が支給されます。

※ 任意継続被保険者である期間中に発生した病気・ケガについては、傷病手当金は支給されません。

◆ 2 支給対象期間は

傷病手当金の支給対象期間は、支給開始した日から最長1年6か月です。これは、1年6か月分支給されるということではなく、1年6か月の間に仕事に復帰した期間があり、その後再び同じ病気やケガにより仕事に就けなくなった場合でも、復帰期間も1年6か月に算入されます。支給開始後1年6か月を超えた場合は、仕事に就くことができない場合であっても、傷病手当金は支給されません。



◆ 3 支給される傷病手当金の額は

● 傷病手当金の1日あたりの金額の計算方法

$$\frac{\text{支給開始日※以前の継続した12カ月間の各月の標準報酬月額を平均した額}}{30日 \times \frac{2}{3}}$$

※支給開始日とは、一番最初に給付が支給された日のことです

● 支給開始日以前の期間が12カ月に満たない場合

- ・支給開始日の属する月以前の継続した各月の標準報酬月額の平均額
- ・36万円(当該年度の前年度9月30日における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額)

いずれかを比べて少ない方の額を使用して計算します

◆ 4 傷病手当金の調整

以下の(1)～(5)にあてはまる場合、傷病手当金の支給額の一部または全額が調整されます。

なお、傷病手当金を受け取った後に、(1)～(4)に該当していることが判明した場合は、遡って傷病手当金をお返しいただくことになります。

(1) 給与の支払いがあった場合

休んだ期間について給与の支払いがある場合、傷病手当金は支給されません。ただし、休んだ期間についての給与の支払いがあってもその給与の日額が、傷病手当金の日額より少ない場合、傷病手当金と給与の差額が支給されます。

(2) 障害厚生年金または障害手当金を受けている場合

同一の傷病等による厚生年金保険の障害厚生年金または障害手当金を受けている場合、傷病手当金は支給されません。ただし、障害厚生年金の額(同一支給事由の障害基礎年金が支給されるときはその合算額)の360分の1が傷病手当金の日額より少ない場合は、その差額が支給されます。また、障害手当金の場合は、傷病手当金の額の合計額が障害手当金の額に達することとなる日までの間傷病手当金は支給されません。

(3) 老齢退職年金を受けている場合

資格喪失後に傷病手当金の継続給付を受けている方が、老齢退職年金を受けている場合、傷病手当金は支給されません。ただし、老齢退職年金の額の360分の1が傷病手当金の日額より少ない場合は、その差額が支給されます。

(4) 労災保険から休業補償給付を受けている場合

業務外の理由による病気やけがのために労務不能となった場合でも、別の原因で労災保険から休業補償給付を受けている期間中は、傷病手当金は支給されません。ただし、休業補償給付の日額が傷病手当金の日額より少ないときは、その差額が支給されます。

(5) 出産手当金を同時に受けられるとき

傷病手当金の額が出産手当金の額よりも多ければ、その差額を支給することになります。

◆ 5 資格喪失後の継続給付について

資格喪失の日の前日(退職日等)まで被保険者期間が継続して1年以上(任意継続被保険者期間は除く)あり、被保険者資格喪失日の前日に、現に傷病手当金を受けているか、受けられる状態(◆1傷病手当金を申請できる条件の(1)(2)(3)を満たしている)であれば、資格喪失後も引き続き支給を受けることができます。ただし、一旦仕事に就くことができる状態になった場合、その後更に仕事に就くことができない状態になっても、傷病手当金は支給されません。

